

高知県税規則の改正概要について

H21.12.15

高知県総務部税務課

○趣旨

平成 21 年 9 月議会において議決された「高知県税条例の一部を改正する条例（平成 21 年高知県条例第 64 号）」により、農地保有合理化法人が取得する土地に係る不動産取得税の納税義務の免除措置について、農地法等の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 57 号）の施行による農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）の一部改正に伴い創設される農地利用集積円滑化事業を実施する農地利用集積円滑化団体が取得する土地を対象に追加することとなりました。

この条例改正に伴い、高知県税規則における不動産取得税の徴収猶予に関する様式等について改正したものです。

○改正様式

- 第 12 号様式の 1
- 第 17 号様式
- 第 18 号様式
- 第 75 号様式の 6
- 第 75 号様式の 7
- 第 76 号様式
- 第 77 号様式
- 第 78 号様式

○施行期日

平成 21 年 12 月 15 日